

## 豊岡市電気事業経営戦略

団 体 名 : 豊岡市

事 業 名 : 豊岡市太陽光発電事業

策 定 日 : 令和 2 年 12 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	0人	最 大 出 力 * 1	823kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	2,799,939kwh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	35.8円(税抜き)
	太陽光発電 5箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	5箇所
	ごみ発電 箇所	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率 * 1	%

\* 1 「最大出力」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。  
「有形固定資産減価償却率」は、法非適用の事業にあつては、老朽化の状況を表す指標を記載。

## (2) 現在の経営状況

年 間 電 力 料 収 入 * 1 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29 115,647千円	H30 112,460千円	R1 110,333千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29 118.5%	H30 111.4%	R1 117.6%
純 損 益 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29 6,249千円	H30 3,716千円	R1 5,486千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29 -	H30 -	R1 -

## 【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

太陽光発電所の開設以来、設備の維持修繕の実施により、安定した電力売電収入が得られている。

\* 2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

## 2. 将来の事業環境

### (1) 料金収入の予測

・料金収入の推移予測に当たっては、太陽光パネルの劣化率を年1%で推定した想定発電量に売電単価を乗じ算出している。  
・売電単価については、関西電力株式会社との契約単価(山宮地場ソーラー発電所第1期:40円、山宮地場ソーラー発電所第2期:40円、但馬空港地場ソーラー発電所:36円、竹貫地場ソーラー発電所第1期:36円、竹貫地場ソーラー発電所第2期:27円)の税率10%として算出している。

### (2) 老朽化対策の見通し

・固定価格買取制度の認定期間終了後は事業廃止を予定しており、各施設の撤去費見込み額を積み立てている。  
・20年の事業期間内で、定期点検及び必要に応じた設備更新を実施し、設備の維持管理を行う。

## 3. 経営の基本方針

・電力の安定供給  
発電所の適切な維持管理を行うことにより、電力を安定して供給する。  
・地球温暖化対策への貢献  
再生可能エネルギーを利用した発電事業により、市内の温室効果ガス削減に貢献する。  
・適正な利益の確保  
定期点検及び必要に応じた設備更新等の維持管理を行い、適正な利益の確保を図る。  
・環境施策等への貢献  
電気事業で得た利益を市の環境事業の財源に充当し、環境施策を推進する。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ①収支計画のうち投資についての説明

・現在のところ、固定的な資本の形成に向けた新たな事業は予定していない。

#### ②収支計画のうち財源についての説明

##### <営業収益について>

・料金収入は固定価格買取制度に基づく売電収入のみであり、自然現象や気象状況に左右されるとはいえ、安定した収入が得られる。  
・料金収入の計画見込み額については、太陽光パネルの劣化率を年1%で推定した想定発電量に基づき売電金額を算出している。

##### <営業外収益について>

・その他として、「太陽光発電事業基金」の基金預金利子を見込んでいる。

#### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### <維持管理経費について>

・太陽光発電所の開設以来、設備の効率的かつ効果的な定期点検と補修に取り組み健全な運営に努めているが、今後も安定した料金収入を確保するため、必要な維持管理を計画的に実施する。

・山宮地場ソーラー発電所は、毎年区に土地借上料を支払っている。

・但馬空港地場ソーラー発電所は、但銀リース株式会社とカネカソーラーテック株式会社と豊岡市の3者でのリース契約に基づく施設である。リース料には建設費用の他、施設の維持管理費用(保守点検、設備更新等)も含まれている。

・各発電所の売電実績に基づき、消費税及び地方消費税を納めている。

##### <積立金について>

・各太陽光発電所の撤去費用見込み額を事業実施期間(20年)で割った額を毎年「太陽光発電事業基金」に積み立てている。

・但馬空港地場ソーラー発電所の収益は、災害等による大規模修繕に備えて「太陽光発電事業基金」に積み立てている。

##### <一般会計繰出金について>

・山宮地場ソーラー発電所の収益は、一般会計に繰り出し市の環境施策の推進費用に充当している。

・竹貫地場ソーラー発電所の収益は、一般会計に繰り出し竹貫土地開発基金保有地(竹貫地場ソーラー発電所建設地)買戻しの費用に充当している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

<ul style="list-style-type: none"><li>・売電価格及び料金収入の下落等、健全な経営が困難になることが予想されるため、固定価格買取制度の認定期間終了を以て事業を廃止する予定である。</li><li>・太陽光発電事業廃止後の竹貫地場ソーラー発電所建設地利用については、市として検討が必要である。</li></ul>
---

5. 公営企業として実施する必要性

・全5施設のうち最も新しい竹貫地場ソーラー発電所第2期の固定価格買取制度認定期間が終了する令和17年度を以て事業を廃止予定のため公営企業法を適用する必要はない。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画と実績が乖離しないよう適時、収支状況の確認及び設備更新を行う。</li><li>・発電状況モニタリングシステムのデータを活用し、経営戦略の事後検証、見直しを行う。</li></ul>
---------------------	--